

熊本県庁舎勤務環境改善フリーアドレス導入検討業務委託契約書（案）

委託者熊本県（以下「甲」という。）と受託者_____（以下「乙」という。）とは、熊本県庁舎勤務環境改善フリーアドレス導入検討業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別熊本県庁舎勤務環境改善フリーアドレス導入検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という）に掲げる業務の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、仕様書に基づいて業務を誠実に処理しなければならない。

（委託料）

第2条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、この契約の締結日から令和5年（2023年）12月22日までとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金_____円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付けない。

3 第1項の契約保証金は、第11条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、第1項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

5 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行したときに第1項の契約保証金を還付するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（報告）

第6条 乙は、委託財産の処理実績の確認のため、業務完了報告書を作成し、委託期間終了後速やかに、甲に報告しなければならない。

（資料提出又は調査）

第7条 甲は、業務の状況について、必要な資料の提出を求め、又は随時に調査することができる。この場合において、乙は、提出又は調査を拒否してはならない。

（委託料の支払）

第8条 乙は、第6条の規定による業務完了報告書を提出し、甲の検査に合格したときは、

遅滞なく、委託料の支払請求書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の支払請求書（以下「書類等」という。）が正当であると認めるときは、書類等を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第9条 甲は、委託料を前条第2項に規定する期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、その未支払額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第11条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。

（契約の解除等）

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙が委託期間内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (3) 乙の業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 乙がこの契約及び仕様書に定める事項に違反したとき。
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、乙の責めに帰すべき事由が無いときを除き、甲に委託料の100分の10に相当する金額を違約金として支払うものとする。

(秘密の保持等)

第13条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(従業者の事故)

第14条 業務の処理に関して生じた乙の従業者の事故については、甲は、その責めを負わないものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の解決)

第16条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 (年) 月 日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

乙